

穴水町ふるさとゆかりの偉人マンガ製作業務委託

プロポーザル実施要領

令和5年7月

穴水町教育委員会事務局

穴水町ふるさとゆかりの偉人マンガ製作業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本書は、B&G財団が実施する「ふるさとゆかりの偉人マンガの制作と活用事業」の助成を受けて、穴水町が実施する「穴水町ふるさとゆかりの偉人マンガ製作業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 穴水町ふるさとゆかりの偉人マンガ製作業務
- (2) 業務内容 穴水町ふるさとゆかりの偉人マンガ製作業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月10日まで
- (4) 委託費用 上限額2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の企画・構成・監修・印刷・製本等を一括して受託する能力がある法人等とし、かつ執筆者（穴水町にゆかりのある又は石川県在住の漫画家、プロ・アマチュア問わない）の選定及び製作に係る調整ができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てがされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てが行われていない者。
- (4) 県又は本町から指名停止措置を受けていない者。
- (5) 穴水町暴力団排除条例第6条に規定する、暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当しない者であること。
- (6) 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税の滞納がない者であること。

4. スケジュール

| 内 容 | 実施日 |
|--------------------|-----------------------|
| 公募開始（町ホームページに掲載） | 令和5年7月14日（金） |
| 質問書・参加申込書締切 | 令和5年7月21日（金）午後5時まで |
| 質問書の回答（町ホームページに掲載） | 令和5年7月28日（金） |
| 企画提案書締切 | 令和5年8月10日（木）午後5時まで |
| プレゼンテーション及び選定委員会 | 令和5年8月14日（月）～8月18日（金） |
| 選定結果通知・委託候補者決定 | 令和5年8月18日（金） |

5. 公募開始から企画提案書提出まで

- (1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- 【提出書類】・参加申込書（様式第2号）
・誓約書（様式第3号）
・提案者の概要（様式第4号）

【提出部数】各1部

【提出期限】令和5年7月21日（金）午後5時必着

【提出方法】持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする。）

（2）質問書の提出及び回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

【提出書類】・質問書（様式第1号）

【提出部数】1部

【提出期限】令和5年7月21日（金）午後5時必着

【提出方法】持参、郵送、電子メールのいずれか（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

【回答方法】令和5年7月28日（金）までに参加申込した者全員に回答を電子メールで送信するとともに、穴水町のホームページに掲載する。

（3）提案書の提出

【提出書類】・企画提案書（様式第5号）

・仕様書を踏まえ、以下の項目について記載したもの（様式・枚数任意）

- ①申請理由
- ②基本方針
- ③マンガの執筆者紹介及び執筆者の絵柄
- ④製作スケジュール
- ⑤活用方法
- ⑥その他偉人マンガ製作に関すること

・提案見積書（様式第6号）

・見積内訳書（様式第7号）

※内訳は監修料、構成・プロット作成料、マンガ執筆料、印刷製本費などとする。

【提出部数】8部（正本1部、副本7部）

【留意事項】・企画提案書の用紙は、A4判とすること。

- ・社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
- ・企画提案書はホチキス留めや正本はせず、クリップ留めで提出すること。
- ・企画提案書の提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。
- ・必要に応じて補足資料を求める場合がある。

【提出期限】令和5年8月10日（金）午後5時まで

【提出方法】持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

(4) 辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。提出期限は令和5年8月10日（木）午後5時までとする。

6. 委託候補者の選定

(1) 選定委員会

委託候補者の選定は、各提案者の企画提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 審査方法

- ①選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。
- ②選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。
- ③プレゼンテーション審査の出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。
- ④プレゼンテーション審査の時間は、一社あたり15分（説明10分、質疑5分）を予定している。
- ⑤次の審査基準に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が高点となった場合、各委員による多数決により決定することとする。
- ⑥提案者が1者のみであった場合、審査の結果、町が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、その者を委託候補者とする。

(3) 審査項目と評価基準

| 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
|------------|--|-----|
| 業務内容の理解度 | 業務の目的や内容、ターゲット層について十分に理解した上で提案内容になっているか | 10 |
| 業務の実施体制 | 業務を安定的に遂行できる実施体制となっているか | 10 |
| 提案内容の実現性 | 仕様書にあった提案内容であり、具体性・妥協性のある実現可能な内容となっているか | 15 |
| 業務内容の独創性 | 仕様書に定める以外に、独自の発想や工夫に基づく提案がなされているか | 25 |
| 事業実施に関する事項 | 事業実施にあたり、適切なスケジュールになっているか | 5 |
| | 制作後の活用について案の提示があるか | 10 |
| | 提案者の提示した画風が、偉人マンガに相応しいもの及び子どもたちや町民のイメージを十分想起できるものになっているか | 15 |
| 専門的知識 | 業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか | 5 |
| 必要経費 | 業務内容に見合った適切な経費であるか | 5 |
| 合計 | | 100 |

(4) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知する。

なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じないこととする。

7. 契約に関する基本事項

(1) 受託者の決定

穴水町は、選定委員会が選定した優先候補者を、随意契約の相手方として業務委託契約締結に向けた調整を行い、調整が整った場合には契約を締結するものとする。

なお、優先交渉者が辞退した時、参加資格要件を欠くと判断された時、又は契約交渉が不調となった時は、次点者を交渉の相手方とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮の上詳細を協議し決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、穴水町に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(4) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

8. 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・本公募の開始以降、審査員による審査が終了するまでの間に、審査員に不当な接触を行った者
- ・この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) 著作権について

本業務の実施にあたり製作した成果品の著作権は町に帰属するものとし、使用权も町に帰属し、町が自由に使用できるものとする。

また、町がB & G財団へ使用を許可することがある。

(3) 秘密の保持について

本業務において知り得た情報を第三者に漏洩し、又は自己の利益のために利用する

ことはできない。

(4) 個人情報の保護について

本事業実施にあたり得られた個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に則り、その取り扱いには十分留意し、漏洩、毀損などないようにすること。

(5) その他

- ・参加に関して必要な費用は、参加者の負担とする。
- ・選定結果についての異議申立ては認めない。
- ・提出された全ての企画提案書は返却しない。ただし、内容等については参加者に無断で使用しないものとする。
- ・提出された提案内容の公開については、穴水町情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づき対応するものとする。
- ・提案見積額は、提案内容評価の参考とするものであり、別途委託契約締結に向けた調整を行うものとする。

9. 担当課・提出先

穴水町教育委員会事務局 担当：宮森 一（みやもり はじめ）

〒927-8601

石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地

電話：(0768) 52-3720

FAX：(0768) 52-2694

メール：h.miyamori@town.anamizu.lg.jp

受付時間：午前9時～午後5時

ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定される休日は除く。